

学校体育施設スポーツ開放の手引き



令和6年1月発行

目次

1. 目的	P.2
2. 開放校	P.2
3. 学校体育施設スポーツ開放運営委員会について	P.2
4. 利用登録（団体登録）について	P.3
5. 利用申請について	P.4～5
6. 利用中止について	P.6～7
7. 施設の鍵の受け渡しや開錠・施錠について	P.8～9
8. 利用者遵守事項	P.10～11
9. 開放校ごとの利用時間、利用曜日、使用料、利用競技について	P.12～14
10. よくある質問	P.15～18



1. 目的

大治町学校体育施設スポーツ開放では、広く町民にスポーツ活動の機会を与えるため、町立学校の施設を学校教育に支障のない範囲で開放し、スポーツの健全な普及発展を図ることを目的に施設開放を行っています。

2. 開放校

学校体育施設スポーツ開放で利用できる施設は、町立中学校 1 校、町立小学校 3 校です。

3. 学校体育施設スポーツ開放運営委員会について

スポーツ開放を適正かつ円滑に実施するため、学校体育施設スポーツ開放運営委員会を設置します。運営委員会では、学校体育施設スポーツ開放に関する協議を行い、開放施設の利用計画などを定めています。運営委員会の委員は教育委員会が委嘱します。委員構成等の詳細は、大治町学校体育施設スポーツ開放実施規則のとおりです。



4. 利用登録（団体登録）について

（1）利用登録条件

開放施設を利用するには、まず施設を利用する団体の登録が必要です。下記のすべての要件を満たしている場合において学校体育施設スポーツ開放の利用登録申請を行うことができ、団体・グループとして適当と認められる時、登録証が発行されます。

- ① 成人を責任者とすること。
- ② 構成員のうち 10 名以上が大治町に在住または在勤している 団体及びグループであること。

（2）団体登録の方法

大治町立学校体育施設スポーツ開放利用登録申請書（第 2 号様式）と団体員名簿（氏名・住所・連絡先・在勤者の場合は勤務先を明記したもの）をスポーツセンター窓口に提出してください。

（3）団体登録証の有効期限

団体登録証の有効期限は、承認されてから起算して、1 年を経過した日以後の最初の 3 月 31 日までとします。

（4）欠格事項

下記の要件が一つでも当てはまる団体は登録を取り消されます。

- ① スポーツ活動以外の目的で開放施設を利用した場合
- ② 町職員の指示に従わなかったとき
- ③ 利用者遵守事項を守らなかったとき
- ④ その他団体等として不適格と認められたとき

（5）代表者等の電話番号について

連絡事項を伝えるため、スポーツセンターから入電させていただくことがあります。急を要することがありますので、必ず連絡がつく電話番号を記載するようにしてください。



5. 利用申請について

団体登録を行った団体のみ施設の利用申請ができます。一般団体の申請方法は下記のとおりです。なお、大治町スポーツ少年団については、「(4) 大治町スポーツ少年団について」をご覧ください。

(1) 仮予約について

予約混乱を避けるため、通常、前月の 11 日から 15 日の間（休館日・日祝日の場合はその前日の開館日）に翌月分の仮予約期間を設けています。年間抽選日予定表を確認して、期間内に仮予約をスポーツセンター窓口で行ってください。なお、各小学校体育館の仮予約数制限は下記表のとおりです。

大治小学校 体育館	北面 1 団体につき 2 コマまで 南面 1 団体につき 2 コマまで
大治南小学校 体育館	1 団体につき 2 コマまで ※卓球で利用する団体は 6 コマまで
大治西小学校 体育館	1 団体につき 2 コマまで

(2) 仮予約が重複した場合

抽選日に仮予約が重複した場合は、抽選にて利用団体を決定します。年間抽選日予定表を確認して、抽選日の当日に重複が発生していないか、スポーツセンターに電話確認を行ってください。重複していた場合は抽選が行われますので、年間抽選日予定表を確認して、抽選日の 19 時にスポーツセンター窓口にお越しください。重複していたが、抽選に参加しない場合、仮予約は自動的に無効となり、仮予約が取り消されます。

(3) 本予約について

① 仮予約をした団体の本予約について

抽選日の翌日以降に、大治町立学校体育施設スポーツ開放利用申込書（第 4 号様式または第 5 号様式）をスポーツセンター窓口に出し、利用日の 3 日前までに使用料を収めてください。

② 抽選日以降の本予約について

空き枠については、抽選日の翌日以降に本予約ができます。抽選日の翌日以降に、大治町立学校体育施設スポーツ開放利用申込書（第 4 号様式または第 5 号様式）をスポーツセンター窓口に出し、利用日の 3 日前までに使用料を収めてください。



(4) 各小学校で活動する大治町スポーツ少年団について

① 申請方法について

各小学校区で活動を行っているスポーツ少年団については、事務手続き上、仮予約開始日の1週間前から仮予約開始日の前日までに翌月分の大治町立学校体育施設スポーツ開放利用申込書(第4号様式または第5号様式)と大治町立学校体育施設スポーツ開放減免申請書(第8号様式)をスポーツセンター窓口に出してください。

② 抽選日以降の本予約について

空き枠については、一般団体と同様に抽選日の翌日以降に本予約ができます。抽選日の翌日以降に、大治町立学校体育施設スポーツ開放利用申込書(第4号様式または第5号様式)と大治町立学校体育施設スポーツ開放減免申請書(第8号様式)をスポーツセンター窓口に出してください。

【補足】大治町スポーツ少年団の目的

大治町スポーツ少年団に所属する少年が、地域社会で各々のスポーツを中心としたグループ活動を行うことにより、体位の向上と友愛の精神を養い、あわせて文化活動、奉仕活動を通して、健康で平和な郷土づくりに貢献するスポーツ少年団の育成を目的として活動しています。



6. 利用中止について

(1) 利用中止の対応表

	自己都合による中止		学校都合 町都合 の中止	グラウンド 不調 の中止
	5 日前まで	5 日前を 過ぎてから		
大治町立学校体育施設スポーツ開放利用許可変更承認願（様式第7号）の提出	○	×	×	×
スポーツセンターへ中止連絡		○		翌 開館日 までに ※1
未払いの使用料の支払い	×	○	×	×
支払済の使用料の返還	○	×	○	中止 連絡有 の場合 ○

※1 利用回数が多い団体については、「屋外施設利用詳細表」を月末に提出する方法も可とします。「屋外施設利用詳細表」を使用してグラウンド不調による中止連絡を希望する団体はあらかじめスポーツセンター学校体育施設スポーツ開放担当職員に申し出てください。

(2) 自然災害について

① 状況を問わず利用中止になる警報などは下記の通りです。

- ・暴風警報
- ・暴風雪警報
- ・東海地震注意報又は警戒宣言

② その他、大雨・大雪警報については、安全を第一に考え、各団体で判断してください。



(3) 使用料免除団体について

予約をとりたい一般団体の迷惑となりますので、支払が免除されている団体については、利用日の5日前までに大治町立学校体育施設スポーツ開放利用許可変更承認願（様式第7号）の提出してください。

(4) 使用料の還付について

団体指定の口座に還付手続きをしますので、「振込依頼書」を提出してください。「振込依頼書」はスポーツセンター窓口でお渡しします。還付手続き後は、おおよそ1か月後に指定口座に「材料費」名義で入金されますので、ご確認ください。原則として、振替対応はいたしませんのでご了承ください。なお、現金での返金は、システム管理上できません。



7. 施設の鍵の受け渡しや開錠・施錠について

(1) 施設の鍵の受け渡し

① 鍵の受け渡し場所

受け取り場所は、学校体育施設スポーツ開放利用者は、役場宿直室です。

② 受け渡し方法

利用当日は、鍵の受け渡し場所で利用許可証を提示し、鍵の受け渡し簿に氏名・時間・鍵番号など必要事項を記載して、利用施設の鍵を受け取ってください。許可証がないと鍵を受け取ることができません。

③ 受け渡し時間帯

利用時間 30 分前より早く受け取りにいかないようにしてください。

(2) 警備システムについて（体育館利用者のみ）

① 開錠時

各施設の建物には警備システムが設置されており、警報システム解除を行わずに建物の開錠を行いますと警報が発報します。必ず警報システム解除の作業を行ってから、建物の開錠を行きましょう。

② 施錠時

利用終了後は、建物の戸締りを確認し、建物の施錠を行い、その後警報システムを作動させます。建物の窓が開いたまま、警報システムを作動させますと警報が発報しますので、必ず戸締りを確認して建物の施錠を行きましょう。

(3) 夜間の施錠について

暗くなりますので、懐中電灯をお渡しします。鍵の返却時に一緒に懐中電灯をお返してください。



(4) 利用終了後の建物施錠と鍵の返却について

① 利用終了後の施錠

学校体育施設スポーツ開放利用者による施設無施錠が理由で起こった事故について、団体は責任を負います。鍵の施錠に細心の注意を払いましょう。

② 鍵の返却場所

利用後は、鍵を受け取った場所に鍵を返却しましょう。返却場所では、鍵の受け渡し簿に氏名・時間・鍵番号など必要事項を記載してください。利用後 30 分以内に鍵を返却するようにしてください。

(5) 鍵の取り扱いについて

① 申請時に申告した施設使用責任者の責任の元、鍵を管理してください。

② 万が一、鍵を紛失した場合には、早急にスポーツ課に連絡してください。その際は、団体の実費負担となります。場合によっては、警備ボックス取り換えることとなりますので、ご承知おきください。



8. 利用者遵守事項

以下の要件を守ることができない場合、団体登録は取り消されます。

(1) 申請内容の遵守

- ① 使用料は利用日の3日前までに支払うこと。
- ② 団体会員名簿に記載の者以外は利用しないこと。
- ③ 指定された時間内において、指定された場所、施設物件に限り利用すること。
- ④ 申請時に申告したスポーツを行うこと。
- ⑤ 使用場所の原状を変えるときは、あらかじめ許可をうけること。なお利用後は、すみやかに原状回復すること。
- ⑥ 使用者は、使用許可の権利を他に譲渡又は転貸しないこと。
- ⑦ 営利を目的とした活動をしないこと。

(2) 施設利用における遵守

- ① 開放日や開放時間は、開放校の都合により変わる場合があること、学校教育に支障が生じた場合は開放を中止する場合があることを予め了承すること。
- ② 利用時間には、準備・後片付けから清掃の時間を含んでいます。時間内にすべて終了するようにすること。
- ③ 使用場所、施設物件を大切に扱い、利用後は整理整頓をすること。
- ④ 施設備品は学校体育施設スポーツ開放用の備品以外は使用しないこと。
- ⑤ 学校体育施設スポーツ開放用の備品を使用したら元の場所（状態）に戻すこと。
- ⑥ 私物を置かないこと。
- ⑦ 環境保全のため、節電、節水に協力すること。
- ⑧ 施設への車の乗り入れ（駐車を含む）は控えること。
- ⑨ 車での乗り入れが発生する場合は、乗り合わせを原則とし、指定された場所以外では、駐車しないこと。
- ⑩ 運動場への車の乗り入れは絶対にしないこと。
- ⑪ 指定された場所以外では、自転車を駐輪しないこと。
- ⑫ 飲食をしないこと。（ただし、水分補給は除く）
- ⑬ 他人に危害を加えまたは迷惑となる物品、動物類を持ち込まないこと。
- ⑭ 【屋内施設のみ】緞帳や暗幕、舞台等使用しないこと。
- ⑮ 【屋内施設のみ】室内専用運動靴を持参すること。

(3) 危機負担

- ① スポーツ保険等（傷害保険や賠償責任保険）に加入し、スポーツ活動を行うようにして



ください。

- ② 利用者の故意または過失により、開放校の設備を破損した場合は、備品破損届（様式第9号）をスポーツ課に届け出るとともに、その損害について賠償の責任を負い、すみやかに原状回復を行うこと。
- ③ 利用上の事故・盗難等には利用者で対応すること。

（4） 近隣住民等への配慮

- ① ゴミの投棄を行わないこと。
- ② 通行の妨げとなるような駐車・駐輪を行わないこと。
- ③ 騒音を出さないよう注意を払うこと。
- ④ 利用時間を過ぎたら消灯すること。
- ⑤ 学校体育施設スポーツ開放の活動が原因で近隣住民から苦情が入った場合、当該団体は職員から指導を受ける場合があります。その場合は、指導を真摯に受け止め、行動を是正すること。

（5） 学校運営及び町運営等への理解と協力

以下の記載の事柄に対し、理解と協力すること。

- ① 学校教育に支障が出た場合は、利用許可がおりていても中止になります。
- ② 学校や町が施設を使う決定がされた場合、利用許可がおりていても中止になります。
- ③ 暴風等で町が避難所を開設する判断をした場合、利用許可がおりていても中止になります。
- ④ 施設の安全が確保できない場合、利用許可がおりていても中止になります。
- ⑤ 【屋外施設のみ】雨天等でグラウンド不調の場合、グラウンド保全のため、利用許可がおりていても中止になります。

（6） 法令等遵守

以下に記載の事柄を行わないこと。

- ① 敷地内での喫煙
- ② アルコールを持ち込み
- ③ 虚偽申請
- ④ 職員の指示に反した利用
- ⑤ 法令に反した行動



9. 開放校ごとの利用時間、利用曜日、使用料、利用競技について

各開放校における利用時間、利用曜日、使用料、利用競技については、下記のとおりです。ただし、下記記載の内容は、開放校の都合により変わる場合があります。また、学校教育に支障が生じた場合、開放を中止する場合があります。

(1) 大治中学校

・運動場

利用時間	利用曜日	使用料	利用競技
9 時～12 時	日	100 円	ソフトボール・サッカー・ 軟式野球
12 時 15 分～15 時 15 分	日	100 円	
15 時 30 分～18 時 30 分	日	100 円	
19 時～21 時	平日・土日	4,000 円	

ただし、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで開放しないものとします。

・テニスコート

利用時間	利用可能曜日	使用料	利用競技
9 時～12 時	日	100 円	ソフトテニス
12 時 15 分～15 時 15 分	日	100 円	
15 時 30 分～18 時 30 分	日	100 円	
19 時～21 時	平日・土日	700 円	

ただし、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで開放しないものとします。

・柔剣道場

利用時間	利用可能曜日	使用料	利用競技
9 時～12 時	日	300 円	武道
12 時 15 分～15 時 15 分	日	300 円	
15 時 30 分～18 時 30 分	日	300 円	
19 時～21 時	平日・土日	200 円	

ただし、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで開放しないものとします。



(2) 大治小学校

・体育館

利用時間	利用可能曜日	使用料（半面）	利用競技
9 時～12 時	土日	300 円	バレーボール・ビーチボール バレー・レクリエーション等
12 時 15 分～15 時 15 分	土日	300 円	
15 時 30 分～18 時 30 分	土日	300 円	
19 時～21 時	平日・土日	200 円	

ただし、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで開放しないものとします。

・運動場

利用時間	利用可能曜日	使用料	利用競技
9 時～12 時	土日	100 円	ソフトボール・サッカー・ 少年軟式野球・ドッジボール
12 時 15 分～15 時 15 分	土日	100 円	
15 時 30 分～18 時 30 分	土日	100 円	

ただし、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで開放しないものとします。

(3) 大治南小学校

・体育館

利用時間	利用可能曜日	使用料	利用競技
9 時～12 時	土日	300 円	バレーボール・ビーチボール バレー・ソフトバレーボール・ バドミントン・卓球・ レクリエーション等
12 時 15 分～15 時 15 分	土日	300 円	
15 時 30 分～18 時 30 分	土日	300 円	
19 時～21 時	平日・土日	200 円	

ただし、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで開放しないものとします。

・運動場

利用時間	利用可能曜日	使用料	利用競技
9 時～12 時	土日	100 円	ソフトボール・サッカー・ 少年軟式野球・ドッジボール
12 時 15 分～15 時 15 分	土日	100 円	
15 時 30 分～18 時 30 分	土日	100 円	

ただし、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで開放しないものとします。



(4) 大治西小学校

・体育館

利用時間	利用可能曜日	使用料	利用競技
9 時～12 時	土日	300 円	バレーボール・ビーチボールバレー・ソフトバレーボール・バドミントン・レクリエーション等
12 時 15 分～15 時 15 分	土日	300 円	
15 時 30 分～18 時 30 分	土日	300 円	
19 時～21 時	平日・土日	200 円	

ただし、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで開放しないものとします。

・運動場

利用時間	利用可能曜日	使用料	利用競技
9 時～12 時	土日	100 円	ソフトボール・サッカー・少年軟式野球・ドッジボール
12 時 15 分～15 時 15 分	土日	100 円	
15 時 30 分～18 時 30 分	土日	100 円	

ただし、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで開放しないものとします。



10. よくある質問

	質問	回答
団体登録について	町内在住（または在勤）の者ですが、1人で施設を利用したいのですが、団体登録はできますか。	できません。 10名以上が大治町に在住または在勤している団体及びグループであることが団体登録の要件となります。
	営利目的で団体登録はできますか。	営利目的では利用できません。 ｽﾎﾟｰﾂｾﾝﾀｰでは町外料金の10倍の使用料で施設使用することができますので、ｽﾎﾟｰﾂｾﾝﾀｰをご検討ください。
	町内在住（または在勤）者が10名いませんが、町外の者を合わせたら10名以上の団体になります。団体登録はできますか。	できません。 10名以上が大治町に在住または在勤している団体及びグループであることが団体登録の要件となります。
	団体登録時に提出した団体メンバーが変わりました。	新たな団体を員を書き換え、メンバー表を再提出してください。
	学校施設ごとに指定されている種目以外のｽﾎﾟｰﾂをやりたいのですが、団体登録できますか。	できません。 ただし、ｽﾎﾟｰﾂｸﾘｴｰｼｮﾝについては、内容によっては利用ができる場合もありますので、職員に確認してください。
利用申請について	団体登録の際に申告した種目以外のｽﾎﾟｰﾂがしたいです。	団体登録で申告した以外のｽﾎﾟｰﾂはできません。団体登録の変更を行った後に、利用申請を行ってください。
	電話（またはメールやFAX等）で施設を予約（または仮予約）できますか。	できません。 ｽﾎﾟｰﾂｾﾝﾀｰ窓口で提出された申請書のみ受付いたします。
	平日昼間のｽﾎﾟｰﾂ少年団活動のための施設利用申請はｽﾎﾟｰﾂｾﾝﾀｰですか。	いいえ。学校体育施設ｽﾎﾟｰﾂ開放として開放する時間帯とは異なりますので、詳しくは、スポーツ少年団担当者または各小中学校に確認してください。



	質問	回答
利用中	けがをしました。	利用責任者の判断によって、対応してください。詳しくは、利用者遵守事項の危機負担を確認してください。
	備品または施設のことを壊しました。	速やかにｽﾎﾟｰﾂｾﾝﾀｰにご連絡ください。 ｽﾎﾟｰﾂｾﾝﾀｰが休館日の場合は、役場に事故状況を報告し、翌開館日にｽﾎﾟｰﾂｾﾝﾀｰにご連絡ください。 詳しくは、利用者遵守事項の危機負担を確認してください。 ｽﾎﾟｰﾂｾﾝﾀｰ 052-443-7077 役場 052-444-2711
	施設のコンセントを使いたいです。	施設備品を使用する際に必要な場合以外は使用しないでください。
	活動に支障があるので備品を移動させたいです。	備品を移動させた際は、必ずもとに戻しておいてください。
	鍵の開錠（または施錠）方法を誤り、ｱﾙﾐｹﾞｰﾄﾞｼｽﾃﾑが発報しました。	速やかにｱﾙﾐｹﾞｰﾄﾞｾﾝﾀｰ及びｽﾎﾟｰﾂｾﾝﾀｰにご連絡ください。 発報した理由等をｱﾙﾐｯｸ警備員に詳細に説明し、ｱﾙﾐｯｸの指示に従い、施設利用を開始してください。 なお、ｽﾎﾟｰﾂｾﾝﾀｰが休館日の場合は、役場に状況を報告し、翌開館日にｽﾎﾟｰﾂｾﾝﾀｰにご連絡ください。 ｱﾙﾐｹﾞｰﾄﾞｾﾝﾀｰ 0120-49-2249 ｽﾎﾟｰﾂｾﾝﾀｰ 052-443-7077 役場 052-444-2711



	質問	回答
利用中	【屋外施設のみ】一般団体の活動に必要な石灰がなくなりそうです。	在庫がなくなる前にｽﾎｰﾂ-ｾﾝﾀｰに連絡してください。 ただし、石灰等を購入する予算には限りがあります。当年度の見込み量を大幅に超えた使用を行いますと、手配に時間がかかるなど活動に不都合が生じる原因となりますので、無駄な使用を避け、大切に使用してください。
その他	スポーツ少年団が学校使用願で許可を得て施設を使用するのですが、鍵の受け渡し場所はどこですか。	学校使用願で施設を使用される際は、各小中学校の管轄となり、学校体育施設ｽﾎｰﾂ開放とは管轄が異なりますが、便宜上、別表のとおり受け渡し場所を設定しております。

※別表

	平日	水曜日	土・日
17：15 まで	ｽﾎｰﾂ-ｾﾝﾀｰ ※1	役場 2F 学校教育課	役場宿直室
17：15 以降	役場宿直室	役場宿直室	役場宿直室

※平日の受け渡し場所はｽﾎｰﾂ-ｾﾝﾀｰですが、祝日の翌日はｽﾎｰﾂ-ｾﾝﾀｰは休館日となります。学校使用願で施設を利用する者は役場 2 階学校教育課に行き、鍵を受け渡ししてください。

- 学校体育施設スポーツ開放についての問い合わせ先
大治町スポーツセンター（大治町教育委員会スポーツ課）
電話番号 052-443-7077
F A X 052-443-7088
メー ル sportska@town.oharu.lg.jp

！！大治町公式ホームページにも学校体育施設スポーツ開放の情報を掲載しています！！

	大治町公式ホームページ TOP	スポーツ課 TOP	学校体育施設スポーツ開放 TOP
U R L	town.oharu.aichi.jp	town.oharu.aichi.jp/2583.htm	town.oharu.aichi.jp/2516.htm
二次元コード			